

2011年（平成23年）11月8日

藤沢市土地開発公社

理事長 高木 三 廣 様

藤沢市情報公開審査会

会長 安 富 潔

情報公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて（答申）

2011年（平成23年）1月18日付けで諮問された「藤沢市土地開発公社平成21年度決算書に於ける公有用地明細表書式変更に係る起案文書一式及び明細書（資産区分毎の事業内訳）」の情報公開請求の公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

藤沢市土地開発公社（以下「実施機関」という。）が、「藤沢市土地開発公社平成21年度決算書に於ける公有用地明細表書式変更に係る起案文書一式及び明細書（資産区分毎の事業内訳）」の行政文書公開請求に対し、2010年（平成22年）9月15日付けでした公開拒否決定については、実施機関の処分は妥当である。

## 2 事実

- (1) 異議申立人は、2010年（平成22年）9月3日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市土地開発公社平成21年度決算書に於ける公有用地明細表書式変更に係る起案文書一式及び明細書（資産区分毎の事業内訳）」（以下「本件請求文書」という。）の文書の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同年9月15日付けで、異議申立人に対し、公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) 異議申立人は、同年9月24日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、2011年（平成23年）1月18日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書で以下のとおりの主張をしている。

平成21年度決算書に於ける公有用地明細表の書式変更という重要事項に関する起案文書等の不存理由の説明が欠落している。書式変更の責任者が不明である。

資産区分毎の事業内訳が無く合計のみが表示されている。一般社会常識では、合計を計算するためには資産区分毎の事業内訳は必ず作成するはずである。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書で、以下のとおりの主張をしている。

決算書及び公有用地明細表（以下「明細表」という。）は、神奈川県からの「土地開発公社事業調査」依頼に対して、他の調査項目と共に公社指導担当である資産経営課から神奈川県に毎年提出している。

明細表の様式は、「土地開発公社経理基準要綱」第54条、第55条1項、2項により定められており、その年にどれだけ土地等の資産の動きがあったかを項目ごとに記載する表で、「資産区分」の分類については、各公社の分類方法となっている。

毎年決算書及び明細表を市（資産経営課）に提出する都度、土地開発公社において、決算書及び明細表の記載内容・様式を確認し、起案・決裁により、意思決定した上で市（資産経営課）に提出している。

平成20年度決算書に添付した明細表は、全事業を記載して作成したが、近年事業量も減ってきており、一事業で一人の地権者の場合があり、本来非公開とすべき個人の補償費（財産の情報）が特定できてしまうことに配慮して、平成21年度決算書に添付する明細表については、資産区分を区分毎の計の記載で作成し、市（資産経営課）に提出した。

前述のとおり、毎年市（資産経営課）に提出する際に、提出文書を確認した上で、起案・決裁により、意思決定を行っているが、「土地開発公社経理基準要綱」に定める様式2号の書式は変更していないので、書式変更の起案は必要ない。

明細表は、土地開発公社土地台帳管理システムの取得明細書、処分明細書のデータを基に集計し、作成しているが、平成21年度は事業ごとの明細表は作成していない。

以上のことから申立人より請求されている本件請求文書は、実施機関の職員が作成していないため不存在なので、行政文書公開拒否決定とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件請求文書について

本件請求文書は、「藤沢市土地開発公社平成21年度決算書に於ける公有用地明細表書式変更に係る起案文書一式及び明細書（資産区分毎の事業内訳）」であり、実施機関は、当該文書については、実施機関の職員が作成していないため不存在であるとして、公開拒否決定を行ったことから、以下、本件請求文書の存否について検討する。

### (2) 本件請求文書の存否について

明細表は、神奈川県からの「土地開発公社事業調査」依頼に対して、神奈川県に提出するものであり、明細表の様式は、「土地開発公社経理基準要綱」により定められているものであるから、実施機関が定められた様式の中で、平成21年度の明細表のように区分をまとめることには十分な合理性が認められるので、平成20年度の様式で明細表が作成されなかったということについては、理由がないとは言えない。

また、当審査会が実施機関から聴取したところ、平成20年度の書式の明細表は、平成21年度には実際に作成しておらず、また、県に提出する明細書の区分をまとめることについては、担当課内部における協議の結果であるので、起案文書を作成していないという実施機関の説明は、不合理とまでは言えない。

したがって、平成20年度の様式での明細表及び書式変更の起案文書を実施機関が作成していないと認められるので、本件対象文書は不存在である。

以上のことから、異議申立人が取り消しを求める公開拒否決定処分については、実施機関の処分が妥当であると判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2010. 9. 3	・ 行政文書公開請求書受付
. 9. 15	・ 行政文書公開拒否決定処分
9. 24	・ 行政文書公開異議申立書受理
2011. 1. 18	・ 土地開発公社から審査会へ諮問書の提出
1. 20	・ 審査会から土地開発公社へ非公開理由説明書の提出要請
2. 25	・ 土地開発公社から審査会へ非公開理由説明書の提出
3. 1	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 及び意見書の提出要請
6. 2	・ 異議申立人の意見陳述及び審議
6. 17	・ 実施機関への事情聴取及び審議
7. 1	・ 審議
7. 21	・ 審議
11. 8	・ 答申

# 第13期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2010年2月1日～2012年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
青 木 孝	弁護士
中 津 川 彰	弁護士
金 井 惠里可	文教大学国際学部准教授

◎会長      ○職務代理者